

令和 2 年度  
社会福祉法人ユタカ福祉会事業計画書

令和 2 年度 喜連西デイサービス  
事業計画書

## 1 事業目的

社会福祉法人ユタカ福祉会喜連西デイサービスにおいて実施する通所介護事業の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、機能訓練指導員が要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定通所介護（介護予通所介護）・地域密着型認知症対応型通所介護（介護予防地域密着型認知症対応型通所介護）を提供することを目的とする。

## 2 運営の方針

利用者が住み慣れた地域と住居で、少しでも在宅生活が続けられる様に機能訓練の実施は勿論、他者との交流や楽しみが得られる社会参加の場としての役割もあり、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。また、各利用者を中心に取り巻く環境の把握にも努め、家族の思い等に対しても十分に理解し、ご利用者様にとって最良のサービスを提供する事。

## 3 目標・取り組み

### ①需要に応えられる体制

包括支援センター・居宅介護支援事業所との繋がりを強くする事で、最新の利用者の動向を把握し、各御利用者様の需要に応える様に尽力する。今後も可能な限り、短時間のニーズやリハビリの提供、利用時間の延長や急な追加利用の希望にも応じる事で、末永く当施設を利用して頂ける様に努める。

### ②当施設の周知度向上

包括支援センター・居宅介護支援事業所・医療機関との関係を密接にし、適切な情報共有とスムーズな対応を心掛ける事で、当施設に対する信頼度も深まり、さらに新たな居宅介護支援事業所との関りを得られる様に努める。以前から継続して対応している当施設の行事風景やリハビリの様子等を収録したチラシ配布や、タブレット端末を使った動画の観覧も隨時対応する。住民向けのチラシ配布に関しては、医療機関や高齢者が比較的居住している高層団地等への配布を行う。また、当施設周辺で開催される盆踊りやフリーマーケット等、地域行事の際にも職員が参加し、地域住民との交流を図りながら当施設を認識して頂き、その際に直接のチラシ配布等も行う事で周知度の向上を図る。

### ③地域との関係構築

当施設で開催する行事を通じて、地域住民が参加する事で交流を得られる他、地域が主体として開催されている行事にも参加する事で、関係構築の機会を得られる様に努める。また、地域で開催される防災訓練にも積極的に参加し、以前から発生が懸念されている南海トラフ地震や、近年の著しい天候の変化による豪雨災害・水害等に対して、地域一体となって防災活動における協力体制の強化に努めていく。

### ④地域密着性を活かした在宅生活の継続

身体状況の変化や病気の進行等、様々な事が要因で住み慣れた在宅生活から離れ、入所生活を選択されるケースは依然として多い状況。当事業所の寄り添ったサービス提供を行う事で、限りなく住み慣れた地域・居住地での生活が継続できる様に、ADLの維持・向上は勿論の事、各利用者の生活のリズムに寄り添い、家族の介護負担軽減にも繋がる様に、可能な限り急を要する利用や時間延長等にも柔軟に対応する事で、少しでも在宅生活が継続できる様に支援する。

#### 4 サービス内容の向上

##### ①在宅生活の継続に繋がる機能訓練

一人一人の身体機能に合わせた可動域訓練やマシントレーニング、日常生活の場面で必要となる動作訓練だけでなく、認知機能の低下を防止する訓練の実施を通じて、利用者に末永く在宅生活を継続できる様に支援する。

##### ②楽しみが得られるデイサービス

「毎日が楽しい」を御利用者様に味わって頂ける様に、年18回以上の行事を継続して実施する他、クラブ活動でも毎日メニュー変更を行って提供する。地域住民や利用者の家族も参加が出来る様な行事を考案し、提供に努めていく。

特化した行事を随時提供していく事で、「ここに来るのが日々の楽しみ」と認識してもらい、生活意欲の向上と利用回数の維持につなげる。職員が一丸となって利用者の楽しみに応えられる様に日々尽力する。

#### 5 登録者数の推移・目標

和みデイの登録利用者数を30名以上になる様に登録者数の維持・向上に努める。一般デイに関しても要支援者を含めて登録人数を130名の維持を目標とし、各職員が責任感を持って目標達成に尽力する。

## 6 年間行事

月	予定日	内容	担当		
4月	4/21・22	近隣散策	安部	長富	鈴木
5月	5/5～9 5/19・20	菖蒲湯 外出援助	長富 大西	山下	田畠
6月	6/23・24	外出援助	鈴木	廣橋	安部
7月	7/6・7	七夕	山下	大西	長富
8月	8/18・19	盆踊り	鈴木	田畠	山下
9月	9/22・23	敬老会	大西	長富	廣橋
10月	10/13・14	運動会	田畠	鈴木	安部
11月	11/17・18	外出援助	長富	廣橋	山下
12月	12/21～25 12/18・19 12/24・25	ゆず湯 餅つき大会 クリスマス会	森村 大西 長富	安部 田畠	山下 森村
1月	1/7・8 1/19・20	初詣 新年会	鈴木 山下	安部 長富	廣橋 田畠
2月	2/3・4 2/27	節分 家族会	安部 大西	大西 安部	鈴木 山下
3月	3/2・3 3/30・31	梅見 桜の花見	鈴木 大西	長富 山下	廣橋 森村

※上記以外にも毎日開催しているクラブ活動や、定期開催のボランティアによる演奏会・日本舞踊・催し等を開催し、御利用者様に日々を楽しんで頂ける様に試行錯誤し、隨時提供を行う。

※施設内行事・外出援助問わず、御家族様にもご参加いただく事で交流の場を設け、より親密な関係構築となる様に努める。また、御利用者様の担当ケアマネージャーにも行事の雰囲気等を味わって頂ける様に告知し、見学等も柔軟に対応する。

## 7 年間研修計画

月	予定日	内容	担当
4月	4/10・4/17・4/24	職務規定	主に新任研修
5月	5/8・5/15・5/22	マナー・接遇	新任・現任研修
6月	6/12・6/19・6/26	排泄について 職務研修	新任・現任研修
7月	7/10・7/17・7/24	個人情報に関する規定	新任・現任研修
8月	8/14・8/21・8/28	身体拘束	新任・現任研修

9月	9/11・9/18・9/25	事故・緊急時対応	新任・現任研修
10月	10/9・10/16・10/23	感染症予防・対策	新任・現任研修
11月	11/13・11/20・11/27	認知症対応	新任・現任研修
1月	1/15・1/22・1/29	通所介護計画書作成	新任・現任研修
2月	2/12・2/19・2/26	研究発表会	新任・現任研修
3月	3/12・3/19・3/26	次年度研修計画策定	新任・現任研修

※上記以外にも、外部研修に参加する場合は、稟議書・報告書の作成と、レポートをもとに、施設内研修を実施。

※専門職として組織の発展や介護の水準を維持・向上の為に、各自目標を持って努める

## 8 令和2年度スローガン

①地域住民への懸け橋となる様に、思いやりの心を持って暖かなケアの提供に努める。

②力を合わせ、助け合い、励まし合いながら向上し、地域住民に求められるデイサービス・小規模多機能型施設の確立を目指す。

③常に意識する「報告・連絡・相談」信頼される組織体制。

令和 2年度 喜連西ケアプランセンター  
事業計画書

## 1 基本方針

介護保険の基本理念である「自己決定の尊厳」・「自分らしい生活」・「自立支援」を基本とし、常にサービスを提供される側の立場や気持ちを配慮しながらサービスが提供されるよう、多種多様の事業者と連携を図り、在宅生活の支援を行なう。

## 2 重点目標及び実践計画

### ① 信頼関係の構築

常に利用者様の立場に立ち、同じ目線で、今何が必要とされているのかを共に考え、共に向き合う気持ちを持ち、内外的な要因を取り除く事で、利用者様やその家族様との信頼関係を得る。

### ② 心豊かな生活の実現

利用者様が住み慣れた自宅で最期まで生活して頂けるように、介護保険サービス及び地域の社会資源を活用して在宅生活が継続出来るように支援する。

### ③ ケアマネジメントの充実

利用者様及び家族様の意向を把握し、解決すべき課題や自立できる可能性の部分を抽出する。それらに基づいて共に目標を導き出す。得られた情報を熟知し、サービス事業所も加え、チーム全員で共有する事で「支えられている」という実感を持って頂く。運営基準減算に該当しないように毎月利用者様の居宅を訪問しモニタリングの実施・担当者会議・評価を確実に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び各サービス事業所との連絡調整、その他必要なサービス提供を行う。

### ④ 情報管理の徹底

個人情報の使用については、目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払う。

### ⑤ 職員個々が自己研鑽に努め、質の向上に努める

地域における事業者や活用できる社会資源の状況を把握し、介護保険だけでなく、保健医療及び福祉に関する諸制度・ケアマネジメントに関する技術等を習得する為、週1回程度の定期的な事業所内研修を実施する事で質の向上を図る。また、外部の研修にも積極的に参加し、研修で得た情報は普及研修を実施し、職員全員の知識となるようにする。

### ⑥ 連携強化に努める

#### ○ケアマネージャー間での連携強化

『報告・連絡・相談』を常に意識し、担当者が不在でも対応ができるよう、個々の経過記録も充実させ、内容を分かりやすく整える。

#### ○地域包括支援センターとの連携強化

事業所内で解決できない困難事例については、各地域の包括支援センターと連携を図りながら問題解決に努める。事例解決後も報告等を行ない関係性の維持に努める。

#### ○他事業所との連携強化

ユタカ福祉社会の一員としての自覚を持ち、他部署との連携を行なう。

当施設が更に地域の皆様に選ばれる事業所となるように、事業所が窓口となり訪問介護や通所介護への情報提供を行なう。

#### ○医療機関との連携

医療ニーズの高い高齢者に対して、在宅生活を継続するためには地域医療・介護を切れ目なく提供する事が重要となっている。医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化する必要があることから、医療系サービスへの対応強化・入退院時における医療機関と介護サービス事業所との連携促進に努める。

### ⑦ 新規利用者の確保と安定した利用者数の確保

#### ○特定事業所加算算定

適切な人員の配置及びその他条件に対して確實に実施し、加算の算定を行なう事で収益に繋げる。

#### ○新規利用者を獲得し安定した事業所の運営に努める

今年度の予防ケースも含めた担当プラン件数は1ヵ月平均184であるが、新規利用者を獲得していくき安定した利用者数の確保を図りながら令和2年度は1ヵ月平均200件を目指す。

更に連携を強化し、入院や入所を防ぐことで利用者数の安定化を図る。

また、地域包括支援センターや医療機関に対し、新規受け入れが可能であることを伝えていけるよう、居宅支援業務やケアプラン作成・給付管理に付随する事務作業を効率的に行なうため、ケアマネ業務以外の雑務作業を分担し効率化を図る。

### ⑧ 経費削減対策を強化

無駄な印刷物や印刷ミスの無い様に心掛け、事務用品の使用は最小限度の利用とする。利用者及び他事業所などへの電話連絡時も常に節減を気にかけ必要以外に長話をしない様心掛け、訪問日に対面にて利用者状況の確認を行なう様に配慮する。

### 3 年間研修計画

介護支援専門員等の質的向上を図るため、以下のとおり研修の機会を設ける。

- ・採用時研修及び職員のレベルに応じた研修の実施。
- ・施設内研修への参加。
- ・法定外研修や地域包括支援センターやブロック会が主催する研修会に積極的に参加し事業所内での普及研修を実施。
- ・行政機関主催の集団指導、研修会に参加し事業所内での周知徹底を行なう。

実施月	研修内容			
4月	昨年度の振り返り	接遇マナー研修	プライバシー保護と個人情報保護	事例検討
5月	前月振り返り改善方策検討	職業倫理 法令遵守	アセスメント技術について	事例検討
6月	前月振り返り改善方策検討	食中毒とその予防	大阪市集団指導 普及研修	高齢者虐待研修
7月	前月振り返り改善方策検討	脱水症・熱中症の予防対策	認知症について	事例検討
8月	前月振り返り改善方策検討	業務改善	災害対策	事例検討
9月	前月振り返り改善方策検討	多様な公費について学ぶ	事例検討	上半期振り返り
10月	前月振り返り改善方策検討	接遇マナーについて	高齢者に多い疾患	事例検討
11月	前月振り返り改善方策検討	感染症対策と予防策	医療連携時の困りごと	事例検討
12月	前月振り返り改善方策検討	多種職連携時のポイント	精神疾患とその対応	事例検討
1月	前月振り返り改善方策検討	緩和ケア・家族の想い	家族支援について	事例検討
2月	前月振り返り改善方策検討	ケアプランチェック	福祉用具の活用時のアセスメントとリスク管理	事例検討
3月	前月振り返り改善方策検討	医療サービスとの連携	事例検討	今年度振り返り 改善方策

※その他、隨時外部研修に参加後普及研修を実施する。

#### 4 令和 2年度スローガン

- ① 声かけて 繋いで行こう地域の『輪』  
必要とされる事業所を目指します
- ② 大切なのは気付く事！ 同じ目線で支えます！
- ③ 連携強化！  
ケースを全員で共有し、安定したサービスの提供を目指します！

令和 2 年度 喜連西小規模多機能型居宅介護施設ゆたか  
事業計画書

## 1 事業目的

住み慣れた地域で生活する為に、介護保険法令に従い、ご利用者様が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスの提供を行う。

## 2 運営の方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続する事が出来る様、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせる事により、地域での暮らしを支援する。

## 3 目標・取り組み

### ①他の居宅介護支援事業所・医療機関への積極的アプローチ

小規模多機能型を認知してもらう為、当施設での活動内容を記載したチラシ等の配布を行い周知活動に努める。医療機関にも積極的に訪問し、小規模多機能型での支援が必要である患者様や問い合わせのニーズに応えられるよう、手厚い介護ができるよう幅を広げる。

### ②最後まで住み慣れた場所での生活支援

在宅での生活に限界を感じられる家族が、入所を検討されるケースが多いのが現状である。可能な限り利用者が住み慣れた地域・住居での生活を送れる様、利用者、家族、近隣住民・医療機関等各関係機関との情報共有・連携を徹底し、必要に応じた通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを円滑に取り入れ、小規模サービスを末永く利用できるよう対応する。

## 4 サービス内容の向上

利用者が住み慣れた地域での生活を送るため、馴染みのあるスーパー等へ買い物同行や近隣散策、地域自治会行事など地域住民の皆様との交流の支援を行う等、利用者を取り巻く環境を理解し、在宅における生活の継続を支援する。

各職員が利用者の現状把握の共有化に努める為、定期的なアセスメントの聴取を行い、職員間で周知・徹底する。

各職員が利用者の生活のリズムを把握し、課題を見つけて解決出来るように模索し、職員全員が適切なサービス提供が行える様に尽力する。

## 5 登録者数の推移・目標

4月現在、登録利用者数は16名となっている。当施設の利用に馴染んでもらうためにも、通所介護→認知症対応型通所介護→小規模への移行といった形が、利用者の生活環境を極端に変える事なく、シームレスな支援を提供する事が出来ると考えている。今後も通所介護を利用されている利用者様生活環境や、心身状態の把握に努める事とともに、家族の思いや意向を考慮した上で、小規模サービスの提案を行っていく。

登録利用者数16名以上を維持出来るように職員が一丸となって尽力する。

## 6 年間行事

予定行事については、デイサービス・和みデイに記載。

これらの行事以外にも、地域イベント、防災訓練の参加や、住み慣れた地域内にある公園への散策や、ふれあい喫茶の参加で近隣住民との交流を図り、顔馴染みの住民の皆様との回想、ふれあいを楽しむことや、商店やスーパーでの買い物等の外出援助を行う。加えて施設でのオヤツ作り、洗濯たたみ・洗濯干し等の日常生活機能訓練の取り組みなど楽しみながら活気を促す支援を行う。

また、家族にも行事の参加の促す事で、利用者、家族、職員との距離を縮める機会を提供する。通いサービスでのいきいきとした表情や活動の様子を家族と共有できるよう努める。

## 8 年間研修計画

年間研修計画については、デイサービス・和みデイに記載。

## 9 令和2年度スローガン

①地域住民への懸け橋となる様に、思いやりの心を持って暖かなケアの提供に努める。

②力を合わせ、助け合い、励まし合いながら向上し、地域住民に求められるデイサービス・小規模多機能型施設の確立を目指す。

③常に意識する「報告・連絡・相談」信頼される組織体制。

令和 2 年度 ゆたか訪問介護ステーション  
事業報告書

## 1 事業の目的

社会福祉法人ユタカ福祉会が設置するゆたか訪問介護ステーション（以下、「事業所」という。）において実施する指定訪問介護〔日常生活支援総合事業〕（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、要介護状態（総合事業にあたっては要支援状態・事業対象者）にある利用者に対し、指定訪問介護（指定介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス）総合支援居宅介護、重度訪問介護事業、移動支援事業、保険外サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護（日常生活支援総合事業）の提供を確保することを目的とする。

## 2 運営の方針

- (1) この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助をおこなうものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう、努めるものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- (5) 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所他の居宅サービス事業者、保険医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (6) その他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## 3 今年度の重点目標

在宅生活を維持するために訪問介護の継続が必要な利用者に対して、他職種連携で専門性の高いサービス提供に努める。

- ②各種マニュアルを活かした業務ができるよう、体制を構築する。
- ③障がい者サービスに関しては、相談支援センターゆたかとの連携を密にとり、利用者の生活状況を把握しながら自立した生活を送れるよう、支援に努める。
- ④訪問介護の利用ニーズを把握し、常に適切なサービス提供ができるようニーズの抽出に勤める。
- ⑤日中、サービス提供責任者がヘルパーからの連絡相談や、ケアマネージャー・他機関との調整・連携が出来るよう、事務所待機時間を作り対応していく。
- ⑥常にアンテナを張り、事業が円滑に進むだけの人員が確保できるよう努める。
- ⑦令和2年4月よりキャンセル料の徴収を開始。トラブルが起きないよう利用者家族に懇切丁寧

に説明を行い実施していく。

⑧令和2年4月利用分より利用料徴収方法を変更。

利用者希望の口座より自動振替が可能となり、よりサービスの充実に努める。

#### 4 利用者援助の展開過程

①利用の申し込み 利用者情報の把握	介護支援専門員より基本情報、アセスメント内容、ケアプラン原案などの利用者情報を入手。 利用者の全体像の把握を行う。
↓	
②利用者宅訪問 事業所によるアセスメント実施 個別援助計画の作成	利用者・家族の状況とニーズの把握 事業所の提供するサービス内容・重要事項の説明
↓	
③サービス担当者会議参加	ケアプラン原案の検討、ケアプラン変更の必要性の検討 サービス提供者の役割分担の理解 具体的な援助方法の提案・承認
↓	
④個別援助計画の確定 利用者の同意 契約	個別援助計画の説明および同意と交付 重要事項説明書の説明および同意と交付・利用契約書の締結
↓	
⑤計画に基づくサービスの実施 情報収集・連携（モニタリング） 事業所内カンファレンス	サービス提供 （サービス提供責任者同行訪問） サービス提供の記録 介護支援専門員への都度の報告。 家族・他事業所間での連絡ノートの活用
↓	
⑥介護支援専門員への報告	報告書（毎月） モニタリング結果報告（6カ月毎）

#### 5 援助の実施

個々の利用者の介護予防訪問介護計画、訪問介護計画に沿って以下の必要なサービスを提供していく。

サービスの提供にあたっては、サービス提供責任者が、各利用者担当の訪問介護員に対し、利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書または口頭により伝達してから開始すると共に、サービス提供終了後、各利用者担当の訪問介護員から報告を受ける。

##### ※ サービス提供にあたっての留意事項

利用者のADLや意欲の状況

利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望

家族を含む環境

前回のサービス提供時の状況

その他サービス提供にあたって必要な事項

## 6 情報公表・自己評価

介護サービス事業の公表制度の受け入れ、自己評価（各ヘルパー・事業所単位）を実施していく。

あわせて課題解決の取り組み、研修内容の充実、サービスの質の向上を図る。

## 7 苦情解決

『社会福祉法人ユタカ福祉会苦情解決マニュアル』に基づき、利用者からの苦情に基づき適切な解決に努める。

## 8 緊急時における対応

サービスの提供にあたり、あらかじめ利用者の心身の状況を把握すると共に、宿直電話、同法人他職種との連携により24時間の連絡体制を確保し、緊急時の対応に努める。

サービスの提供中に、提供したサービスに起因する事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、その利用者の家族への連絡等を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

報告を受けた管理者は、法人理事長・市町村・その他利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡し、必要な措置を講ずる。

## 9 地域社会との連携

地域の高齢者等の在宅での生活状況を常に把握し、必要に応じて適切で迅速なサービスが提供できるよう、

常に地域社会の中での交流・連携・情報交換に努めていく。

- ・行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会その他福祉団体等との連携
- ・民生児童委員、福祉委員との連携
- ・居宅介護支援事業所、他の介護保険事業所、施設との連携
- ・広報活動（ホームページの更新・ちらしの配布・事業所ポスター等）

## 10 研修

年度を通じ、ヘルパー研修の開催を行い、研修の目標、内容、研修時期を定めた研修計画を作成し、計画に基づいて実施する。研修の具体的目標、実施、評価等の研修管理は研修担当者（サービス提供責任者）が行う。

- ・感染予防対策として、数か月は資料の配布・個々の指導を強化し研修会の開催は見合わせる。
- ・採用時研修…採用後3ヶ月をかけて、同行訪問を繰り返し、個々のスキルに合わせた研修を実施する。
- ・ヘルパー研修…概ね、2ヶ月に1回程度、登録ヘルパー向けの研修会を実施する。
- ・外部研修…サービス提供責任が、都度、法人が必要と認めた外部研修に参加する。

## 11 諸会議

会議名	開催	会議の内容
常勤会議	月 1回	新規利用者・プラン変更利用者に係る留意事項・情報共有 入院・中止者の把握 業務改善点・登録ヘルパーの情報把握・売上向上の為の対策等
施設会議	月 1回	各部署の売り上げ報告・業務報告 法人全体での今後の展開について
カンファレンス	随時	サービス利用者のプラン検討 サービス利用の調整・モニタリング等 困難事例において、サービス内容の確認等
サービス担当者会議	適宜	利用者の介護保険更新や、状態の変化に合わせ、他職種連携で行うサービスについて、担当ケアマネージャーが開催する担当者会議にサービス提供責任者が出席する。

## 12 職員体制

職名	員数	職務内容
管理者	1名	・事業所の従業者の管理及び業務の管理。
サービス提供責任者 (生活援助型サービス事業の訪問事業責任者を兼務)	常勤 3名 非常勤 5名	・事業所に対するサービスの利用申込に係る調整。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握。 ・サービス担当者会議への出席により、居宅介護支援事業所等との連携を図る。 ・訪問介護員に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示及び利用者状況についての情報伝達。 ・訪問介護員の業務の実施状況の把握。 ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導等。 ・その他、サービス内容の管理について必要な業務の実施。訪問介護計画の作成・変更・利用者・家族への説明、訪問介護員等への技術指導等、サービス提供の管理を行う。
訪問介護員等	36名	・指定訪問介護、指定介護予防訪問型サービス、生活援助型訪問サービス、居宅介護、重度訪問介護、移動支援、保険外サービス等の提供。
事務職員（兼務）	1名	・事業の実施に係る請求事務補佐、書類等の管理。

### 13 年間予定

4月	前年度事業報告書作成 前年度売り上げまとめ
5月	介護保険集団指導 障害集団指導 前年度分書類整理・まとめ
6月	担当利用者見直し 振り分け
7月	
8月	
9月	上半期売り上げまとめ
10月	情報公表 ヘルパー自己評価 事業所自己評価
11月	各種事業所調査 健康診断
12月	法人もちつき
1月	初詣
2月	次年度事業計画策定
3月	事業所スローガン策定 次年度売り上げ目標 ヘルパー勤務アンケート

※ 集団指導については、今秋以降に変更。

### 14 月間業務

	請求等業務	請求等内約	その他	日々の業務
1日	提供表実績作成	① 他事業所	実績郵送	業務日誌
2日		② 包括 ③ 喜連西	実績・モニタリング配布	伝票チェック 伝票整理 ファイリング
3日	介護・障害・返戻確認			
4日	移動支援実績記録作成	大阪市データ提出		介護計画書作成
5日	利用請求書・領収書発行 集金準備	利用請求	集金開始 (月末まで)	介護計画書交付
6日		デイ利用者分 喜連西へ		サービス担当者会議録 ひやりはっと
7日	登録ヘルパー賃金集計		当月分	事故報告書
8日	伝送データ作成 介護・予防・総合・居宅・重訪	ヘルパー給与法人提出	モニタリング配布	同行報告書確認
9日				～シフト～ 毎(金)に翌週分を配布。
10日	移動支援・相談支援 勤務実績表前月分作成 職員稼働時間集計(事業所毎) 伝送	法人実績報告 各事業売り上げ 実績・処遇改善報告	管理者会議 ヘルパー常勤会議	日々の変更は都度対応。  誕生日カード作成
11日	ヘルパー会議録作成			
12日	施設会議録作成			
13日	介護券チェック		施設会議	
14日				
15日	サ責残業代集計	サ責残業代・出金簿		

	出勤簿	法人提出		ヘルパー研修 モニタリング回収 モニタリング確認 モニタリング作成 報告準備
16日	実績入力（月末まで順次）			
17日				
18日				
19日				
20日	実績チェック（月末まで順次）	利用料振り込み確認		
21日				
22日				
23日				
24日		次月提供表チェック		
25日	勤務予定表作成	シフト次月パターン 変更・取り込み		
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日	実績集計			

## 15 令和 2年度 訪問介護スローガン

～Constructive～

みんなの明日のために

ひとりひとりが繋ぐ人

ひとつひとつをポジティブに

建設的な考え方・意見・行動で自分に出来る事を考えよう

令和 2 年度 障がい者相談支援センターゆたか  
事業計画書

## 1 事業の目的

地域の障がい者の福祉に関する各般の問題につき、障がい者ならびに家族からの相談に応じ、必要な情報提供および助言を行い、福祉の増進に努める事を目的とする。

## 2 事業方針

- (1) 在宅障がい者からの相談に応じ、利用者の意向を踏まえ自立した日常生活の支援に努める。
- (2) 相談体制の充実を図るとともに、地域の各関係機関、社会資源の連携に努める。
- (3) 利用者および家族の要望と意志を尊重するとともに、十分な説明と情報提供に努める。
- (4) 関係法令を遵守する。

## 3 今年度の重点目標

- (1) 面談日の早期の設定を行う。また、手続きの処理速度を上げ、利用者様の障害福祉サービスの利用が円滑に行われるよう努める。
- (2) 障がいの特性を理解し、利用者個々のニーズに応じた計画作成や環境調整を行う。
- (3) ゆたか訪問介護ステーションと連携をしながら、一体的に運営していく。
- (4) 行政機関・医療機関・各障がい福祉サービス事業所との連携を図りながら、支援の方向性を確認していく。
- (5) 相談支援業務が円滑に進められるように、職員間の情報共有を徹底する。

## 4 地域社会との連携

平野区地域支援協議会、相談支援部会への参加を行い、必要に応じて情報収集や他職種連携に努める。

## 5 研修

ゆたか訪問介護ステーション内で行う研修に参加し、支援技術の向上に努める。

## 6 苦情解決

『社会福祉法人ユタカ福祉社会苦情解決マニュアル』に基づき、利用者からの苦情に基づく適切な解決に努める。

## 7 売上目標推移

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
売り上げ	450,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3,750,000

相談員1名体制となる為利用者数の減少があり、減収となる。

相談員の募集を継続し人員補充が出来次第、ケース数の増加を行う。

- ・サービス利用支援 (障がい者 15, 980円／障がい児 17, 755円)
- ・継続サービス利用支援 (障がい者 13, 229円／障がい児 14, 445円)
- ・初回加算 (障がい者 3, 288円／障がい児 5, 480円)  
6ヵ月以上、障がい福祉サービスの利用がない新規利用者に、サービス利用計画の作成を行う。
- ・入院時情報連携加算 ((I) 2, 192円／(II) 1, 096円)  
病院に入院する際、利用者の心身・生活状況等について入院先に情報提供を行う。
- ・退院・退所加算 (2, 192円)  
利用者の退院・退所時に退所施設から情報提供を受けて、サービス等利用計画を作成を行う。
- ・居宅介護支援事業所等連携加算 (1, 096円)  
利用者が介護保険へ移行する際に、情報提供を行い、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の作成に協力をを行う。
- ・医療・保育・教育機関等連携加算 (1, 096円)  
障がい福祉サービス事業所を除く病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援教育を提供する機関等から情報提供を受け、サービス等利用計画の作成を行う。
- ・サービス担当者会議実施加算 (1, 096円)  
継続サービス利用支援の実施時に、サービス担当者会議を開催し、利用者の心身の状況やサービスの提供状況を確認する。  
サービス等の利用計画の変更、その他必要な便宜の提供について検討を行う。
- ・サービス提供時モニタリング加算 (1, 096円)  
継続サービス利用支援の実施時、またはそれ以外の機会において、障がい福祉サービスの提供場面を直接確認して状況の把握し、記録を行う。

## 8 スローガン

～Constructive～

みんなの明日のために

ひとりひとりが「繋ぐ人」

ひとつひとつを「ポジティブに」

建設的な考え方・意見・行動で自分に出来る事を考えよう

令和 2 年度 喜連地域包括支援センター  
事業計画書

## 1. 公正且かつ中立な業務の運営確保

平野区地域包括支援センター運営協議会においてセンターの状況を報告する。介護予防支援業務（第1号予防支援業務を含む）においては、提供されるサービスが特段の理由なく特定の種類、特定の事業所に偏らないよう留意し、利用者が自己決定できるように情報提供を行う。その経緯について記録を徹底する。

## 2. 地域包括ケアの推進

### ①認知症総合支援事業との連携

- ・定期的に会議を持ち情報共有し相談しやすい環境を作る。
- ・認知症多職種交流会「喜連るんるん交流会」を平野区医師会や他の地域包括支援センターと連携し開催する。
- ・地域ケア会議及び課題抽出会議を認知症強化型地域包括支援センター、ひらのオレンジチームと連携して開催し地域課題への対応を検討する。
- ・ひらのオレンジチームと連携して相談窓口の周知活動を行う。
- ・認知症施策の関係会議に参画し関係機関との連携強化を図る。
- ・ひらのオレンジチームが開催する「平野区認知症カフェ連絡会」に参加し意見交換を行う。

### ②在宅医療・介護連携推進事業との連携

- ・定期的に会議を持ち情報共有し相談しやすい環境を作る。
- ・かかりつけ医がない方や、専門医受診時には在宅医療・介護連携相談員へ相談を行う。また、地域ケア会議等にて課題を共有し解決に導く。
- ・平野区在宅医療ケアネットワーク委員会へ出席しネットワーク構築を図るとともに、研修等開催を協働して取り組む。

### ③生活支援体制整備事業との連携

- ・定期的に会議を持ち情報共有し相談しやすい環境を作る。
- ・平野区内における生活支援サービス等の検討のための実務者レベルの、協議体会議及び居場所づくり活動プロジェクトチームに参画し区内における生活支援体制整備状況の把握と新たな社会資源の開発を目指す。
- ・個別地域ケア会議や課題抽出会議開催時に情報共有を図り、課題解決に向け連携する。

## 3. 総合相談業務

年々相談件数は増加しているが、地域のニーズに即し信頼されるセンターであるよう、各プランチと協働して迅速かつ丁寧に対応する。

①プランチ、ひらのオレンジチーム等関係機関と協働し地域住民への周知活動を行う。

- ・法人ホームページにて取り組みを載せる。
- ・区の広報板へのチラシの掲示や広報ひらのへ記事を載せる
- ・地域行事に参加し出張相談窓口を開設やチラシを配布する。

②地域ケア会議の充実

- ・個別の地域ケア会議を積極的に開催し他職種で検討する機会をつくる。
- ・つながる場の活用を図り、高齢者だけではなく世帯で支援できる体制をつくる。
- ・S V出席のもとケースの振り返りを行う。

③毎日の朝礼、週1回の三職種会議、月1回の包括会議にてタイムリーに情報共有を行いチームとして支援する体制を整える。

#### 4. 当センター単位で実施する包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・介護保険事業者連絡会居宅支援部会の事務局としてサポートする。また、ブロック別の交流会の開催の支援をする。
- ・圏域内で事業所開設している介護支援専門員を対象として地域福祉コーディネーター等地域の支援者・専門職との交流会を開催する。
- ・地域のインフォーマルサービスの一覧をまとめ、関係者及び地域住民に情報提供する。

#### 5. 権利擁護業務

- ・高齢者虐待においては平野区役所や各関係機関と連携しながら早期に解決できるよう対応する。
- ・消費者被害、特殊詐欺啓発を昨年度に引き続き行う。また、被害を確認したら消費者センター・平野警察と連携し解決に努める。
- ・高齢者虐待防止、成年後見制度について、地区民生委員、地域福祉活動コーディネーター、介護支援専門員等に対して研修情報提供を行う。合わせて地域住民に対してもリーフレットを配布し啓発を行う。

#### 6. その他の事業

- ・ポレポレ体操教室を開催し、介護・認知症予防や集いの場としての機能を担う。
- ・認知症カフェを開催し、当事者の居場所づくりや認知症の理解の普及に努める。
- ・車いすの貸出事業を実施し、利用しやすいセンターづくりや制度の活用が必要な方の早期発見に努める。

## 7. 介護予防支援事業

自立支援を促すケアマネジメントを実践し、セルフケアの提案や、インフォーマルサービスを積極的に活用しあわせ話型のサービス利用にならないようにする。また、地域の介護支援専門員に対して自立支援型ケアマネジメントの推進に向け研修や情報提供を行う。

### 【ケアプラン料収入予測】

●年度予測：17, 447千円

#### ●月別予測

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
包括 プラン	1,166 (240)	1,166 (240)	1,166 (240)	1,166 (240)	1,190 (245)	1,190 (245)
委託 プラン	268 (430)	268 (430)	268 (430)	271 (435)	271 (435)	271 (435)
合計	1,434 (670)	1,434 (670)	1,434 (670)	1,437 (675)	1,461 (680)	1,461 (680)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
包括 プラン	1,190 (245)	1,190 (245)	1,190 (245)	1,190 (245)	1,190 (245)	1,190 (245)
委託 プラン	271 (435)	275 (440)	275 (440)	275 (440)	275 (440)	275 (440)
合計	1,461 (680)	1,465 (685)	1,465 (685)	1,465 (685)	1,465 (685)	1,465 (685)

※単位：千円

※（）は利用者登録数

## 8. 研修計画

実施月	研修名	研修場所	対象者・ 対象職種	参加 人数
5月	大阪市地域包括支援センター基礎研修 「成年後見制度利用促進研修（基礎）」	未定	西堀 保健師	1
6月	大阪市地域包括支援センター管理者研修 「包括的支援業務に関わる法律の理解について」	未定	安井 社会福祉士	1
7月	平野区在宅医療ケアネットワーク研修①	区民ホール	西尾 ケアマネ	1

7月	平野区居宅支援部会研修	未定	谷本 ケアマネ	1
7月	大阪市地域包括支援センター発展研修 「地域ケア会議の進め方」	未定	西堀 保健師	1
7月	自立支援型ケアマネジメント研修	地域集会所	松本 ケアマネ	1
7月	包括・プランチ全体研修 「対人援助職としての基本的スキルについて」	未定	小倉 社会福祉士	1
7月	包括・プランチ全体研修 「高齢者虐待における初動期対応について」	未定	中西 主任 CM	1
9月	大阪市地域包括支援センター発展研修 「高齢者虐待対応における法的根拠と対応について」	未定	岩田 看護師	1
9月	大阪市地域包括支援センター管理者研修 「ホワイトボードを使った情報共有。課題解決について」	未定	中西 主任 CM	1
9月	自立支援型ケアマネジメント研修	地域集会所	谷本 ケアマネ	1
10月	大阪市地域包括支援センター基礎研修 「高齢者支援に向けたアセスメントの視点」	未定	小倉 社会福祉士	1
11月	るんるんネット専門職研修	平野区民 ホール	松本 ケアマネ	1
11月	包括・プランチ全体研修 「総合相談業務における法律の理解」	未定	中西 主任 CM	1
11月	地域包括支援センター職員基礎研修	京都テルサ	松岡 社会福祉士	1
11月	人権研修（集団指導）	クレオ大阪 中央	安井 社会福祉士	1
11月	自立支援型ケアマネジメント研修	地域集会所	谷本 ケアマネ	1
12月	大阪市地域包括支援センター発展研修 「地域包括ケアシステム推進研修」	未定	岩田 看護師	1
12月	包括・プランチ全体研修 「成年後見制度利用促進研修（中堅期）」	未定	安井 社会福祉士	1
1月	大阪市ケアマネスキルアップ研修	未定	小倉	1

			社会福祉士	
1月	大阪市地域包括支援センター基礎研修 「認知症高齢者支援について」	未定	岩田 看護師	1
2月	平野区居宅支援部会研修	未定	西尾 ケアマネ	1
2月	平野区在宅医療ケアネットワーク研修②	平野区民 ホール	松本 ケアマネ	1
3月	自立支援型ケアマネジメント研修	地域集会所	西尾 ケアマネ	1
未定	地域包括支援センター課題別研修	京都テルサ	西堀 保健師	1
未定	大阪府高齢者虐待研修	未定	未定	1
未定	大阪市老人福祉施設連盟包括部会研修	未定	未定	1
未定	大阪府自立支援ケアマネジメント研修	未定	中西 主任 CM	1
未定	個人情報保護研修（センター内研修）	喜連包括	全員	10

## 9. 令和2年度スローガン

- ① その人の能力を最大限引きだせるよう自立支援を意識して対応します。
- ② 地域、関係機関との連携を密にし、協働できる体制を強化します。
- ③ タイムリーに情報共有をし、みんなで考え丁寧な支援を実践します。

令和 2年度 介護付有料老人ホームゆたか  
事業計画書

## 1 基本方針

ご入居者様、ご家族様に満足して頂けるサービスの提供を目指す。

## 2 運営方針

- ①入居者本位・入居者のペースに合わせたケアの実施。
- ②職員間の情報共有のもと統一したケアを実施。
- ③十分な情報収集を行い入居者様のニーズに合ったケアの提供。
- ④施設内会議・研修の充実。

## 3 食事

- ①栄養バランスを考えた健康的な献立。
- ②衛生面に配慮した、安全でおいしく温かい食事の提供。
- ③季節感や地域の名物を取り入れた行事食の提供。
- ④クッキング、お菓子作りなど入居者様と職員が一緒になって楽しめる企画の実施。

## 4 入浴

- ①個々の体調・身体機能に合わせた入浴スタイルの提供。
- ②安心・安全に入浴をしていただける環境づくり。
- ③清潔の確保のみならず、ゆず湯やしょうぶ湯など季節感や癒しを提供できる企画の実施。

## 5 健康・余暇活動

- ①協力医療機関による訪問診療・緊急時の往診対応。
- ②毎日バイタルチェックの実施、夜間の定期巡視による急変時の早期発見。
- ③毎日ストレッチ体操・口腔体操、下肢筋力維持体操の実施。
- ④毎日季節にちなんだ歌体操や脳トレ、運動レクの実施。
- ⑤毎月の定例行事として誕生会やゆたリンピックの開催。季節を感じて頂ける行事の開催。
- ⑥不定期で外出・外食行事の実施。
- ⑦日常生活の中で気分転換が図れるような工夫。(散歩やレク・傾聴の時間)

## 6 安全

- ①入浴設備及び水質、消防設備等の保守・点検の実施。
- ②エレベーターや高圧設備等の保守・点検の実施。
- ③防災・避難訓練の定期実施。

## 7 職員の育成

- ①職員が研修を企画・実施する事で、スキルアップを目指す。
- ②施設外研修を受講し、普及研修を行うことにより職員全体でスキルアップを図る。
- ③新人職員へのOJTマニュアルの見直し、効率的なシステムを構築する。

- ④習熟度に合わせて重要度の高い業務を新たな職員に移行させ、将来の幹部職員を育成する。

## 8 入居者予測

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
入居者数	30名	29名	30名	30名	29名	30名
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入居者数	30名	29名	29名	30名	30名	30名

月平均入所者数 29.7人

平均介護度 2.8

入院に至る怪我、感染症の防止に努める。

途切れないと入居者を確保するよう努める。

## 9 各種委員会の役割

### ①業務・ケア改善委員会

業務改善の検討・業務書式の作成・更新 業務マニュアルの更新

入居者のケア内容の検討 他

### ②レク・行事委員会

レクリエーションの内容検討 ゆたリンピックの企画・運営

体操・口腔体操の内容検討 レクプログラムのデータベース化 他

レクプログラムのデータベース化 他

### ③事故・感染症対策委員会

事故・ひやりハット等の統計・分析、経過把握

感染症に関する対策検討・施設内の衛生管理

### ④給食委員会

給食業者との会議の開催 検食簿の管理

行事食等の連絡調整 他

### ⑤身体拘束検討委員会

身体拘束研修の実施 身体拘束廃止の為の広報 身体拘束の判断 他

## 10 年間行事・研修計画

月	季節行事名	定例行事	研修名
4月	外出（花見）	ゆたリンピック	
	避難訓練	誕生会	
5月	しょうぶ湯	ゆたリンピック	職員研修（接遇）
	外出ツアーアー	誕生会	
6月	外食ツアーアー	ゆたリンピック	

	カラオケ大会	誕生会	
7月	七夕祭り	ゆたリンピック	職員研修（認知症）
	冷コーの日	誕生会	
8月	夏祭り	ゆたリンピック	
	かき氷フェスタ	誕生会	
9月	敬老会	ゆたリンピック	職員研修（人権）
		誕生会	
10月	運動会	ゆたリンピック	
	善哉の日	誕生会	
11月	外出ツアーア	ゆたリンピック	職員研修（感染症）
	避難訓練	誕生会	
12月	ゆず湯	ゆたリンピック	
	クリスマス会	誕生会	
1月	初詣	ゆたリンピック	職員研修（身体拘束）
		誕生会	
2月	節分	ゆたリンピック	
	善哉の日	誕生会	
3月	ひなまつり	ゆたリンピック	職員研修（口腔ケア）
	防災訓練	誕生会	

※施設外研修・外部研修については適宜実施。職員研修の内容について変更あり。

## 11 令和 2年度スローガン

入居者様に満足して頂く為に

- ①自分らしい生活を送れる様、寄り添う介護
- ②笑顔でいさつ・気配り・目配り・心配り
- ③A D L の維持向上を図り、異常の早期発見
- ④みんなで作ろう 楽しい職場

令和 2 年度 カリーノ保育園  
事業計画書

## 1 施設の目的及び運営方針

カリーノ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

②「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

③「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

④「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

⑤「当園」は、「大阪市児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## 2 利用定員

「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。） 51人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 29人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

## 3 提供する保育等の内容

「当園」は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

## (2) 時間外保育

就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

## (3) 食事の提供

## (4) その他保育に係る行事等

## 4 職員の職種、員数及び職務の内容

保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

### (1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

### (2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

### (3) 保育士 19名（常勤専従 10名、非常勤 9名）

### (4) 保育補助員 2名（非常勤 2名）

保育士及び保育補助員は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

### (5) 看護師 1名（非常勤 1名）

園児の健康状態の確認及び保育を行う。

### (6) 栄養士 1名（委託 1名）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

### (7) 調理員 2名（委託 2名）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

### (8) 事務職員 1名（常勤 1名）

事務職員は、必要な事務を行う。

### (9) 嘱託医（内科、歯科）

嘱託医は、園児の健康診断、健康管理、歯科検診等の保健衛生指導等を行う。

## 5 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及び祝祭日を除く。

## 6 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとする。

### （1）保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

### （2）保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

## 7 利用者負担その他の費用の種類

「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

②「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

## 8 利用の開始に関する事項

「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

## 9 利用の終了に関する事項

「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

### （1）園児が小学校に就学したとき。

- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなつたとき。
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなつたとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 10 緊急時における対応方法

「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

② 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

③ 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

④ 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 11 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火氣・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

## 12 虐待の防止のための措置

「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

## 13 個人情報の保護

「当園」が得た園児及び園児の保護者の個人情報については、「当園」での保育の実施以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への個人情報については必要に応じて園児の保護者の了解を得るものとする。

#### 14 記録の整備

「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 15 その他運営に関する重要事項

「当園」は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後から3か月間
  - (2) 継続研修 年1回
- ② 職員は、業務上知り得た園児又は保護者の秘密を保持する。
- ③ 職員であった者に、業務上知り得た園児又は保護者の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約時に誓約書を交わすものとする。
- ④ この事業計画に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ユタカ福祉会と「当園」の園長との協議に基づいて定めるものとする。

## 16 研修計画

名称	対象	研修内容	開催数（予定）
初任者研修	入職 1 年未満	保育・教育の理解・新任保育士としての心構え 人権意識の高揚 虐待・障がいへの理解 ⑦保育実践 ※保護者への対応	年 1 回以上
リーダー研修	3 年以上	更なる保育・教育の向上 ①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障がい児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ※虐待への理解 人権意識の高揚 その他	①～⑥のうち 1 分野を 15 時間以上受講し修了証を修得 ※ 6 分野中最低 1 分野以上を修得
E P 職研修	5 年以上	更なる保育・教育の向上 ①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障がい児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践	①～⑥のうち 1 分野を 15 時間以上受講し修了証を修得 ※ 6 分野中最低 4 分野以上を修得
チーフ研修	5 年以上	①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障がい児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践 ※虐待への理解 人権意識の高揚 その他	①～⑥のうち 1 分野を 15 時間以上受講し修了証を修得 ※ 6 分野中最低 4 分野以上を修得
副主任研修	7 年以上	①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障がい児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践 ⑧マネジメント ※ミドルリーダーとしての役割と知識の理解 スキルアップ研修	15 時間以上受講し必ず修了証を修得 ①～⑧分野中 3 分野以上を習得 年 1 回以上

		特別な支援を必要とする乳幼児の理解と支援 その他	
園長等の研修	園長・主任	保育運営・人材育成・最新情勢等 特別な支援を必要とする乳幼児の理解と支援 その他	年1回以上

## 17 保育運営

令和2年4月1日現在の予定園児数は100名である。年間平均園児数104名を目指として、好調であった前年度を上回る結果を目指していきたい。

又、役所と密に連絡を取り待機児童の解消と安全で快適な保育を提供していきたい。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、日々の手指消毒、手洗い、園内消毒等の園内衛生を徹底し、保育行事の開催に当たっては行事の変更などを行なながら感染症予防に努めていきたい。

カリーノの保育方針である「実体験を通して心身の成長や生きる力を育む」保育を基礎にしながら、子ども達自身が日々の保育の中で、思考力、判断力、表現力等を養う経験が多くできるようにしていきたい。

そして、一人ひとりの個性を大切にしながら主体性を持って活動する力を育むために援助をする保育だけではなく見守る保育も多くしていきたい。

今後もクッキング保育、動植物の飼育や栽培、他園交流、世代間交流、地域交流等々、様々なイベントや活動を通して、今後も時代のニーズを先取り、カリーノ保育園だからできる生きる力を育んでいきたい。

## 18 園児数推移予定

○令和 2年度予想

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
0歳児	11	11	11	11	11	11
1歳児	13	15	15	16	16	16
2歳児	17	17	17	17	17	17
3歳児	19	20	20	20	20	20
4歳児	22	22	22	22	22	22
5歳児	18	18	18	18	18	18
合 計	100	103	103	104	104	104
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	11	11	11	11	11	11
1歳児	16	16	16	16	16	16
2歳児	17	17	17	17	17	17
3歳児	20	20	20	20	20	20
4歳児	22	22	22	22	22	22
5歳児	18	18	18	18	18	18
合 計	104	104	104	104	104	104

※単位：名

	令和 2 年度 年間行事予定	
4月	入園お祝い会・春の遠足(5歳児・松原園合同) <未定>・春の遠足(3・4歳児) <未定>	異年齢保育開始
5月	こいのぼりの集い・内科検診・検尿 サプライズ行事(5歳児) <サークルワン＆大泉緑地公園>	
6月	運動会・歯科検診・保育参加・プラッシング指導	
7月	サマーコンサート・プール開き・七夕交流会(4・5歳児)・保育実習 <城南学園高校>・七夕フェスティバル(5歳児) お泊り保育(5歳児 松原園合同) <クリエート月ヶ瀬>	
8月	プール終了	
9月	敬老会(3・4・5歳児) ホスピタリティ実習授業 <東住吉総合高校>	
10月	秋の遠足(5歳児・松原園合同) <奈良公園> さんまノペーティー(4・5歳児) ハロウイン	
11月	内科検診・大根ひき(5歳児)・園外保育(2歳児) <平野西公園> 秋の遠足(4歳児・松原園合同) <大泉緑地・すすめヴァイキング>・交通安全教室(平野CAT隊 & あん[にやん]) 秋の遠足(3歳児・松原園合同) <天王寺動物園>・サプライズ行事(5歳児) <なんばノパークス>	
12月	発表会・クリスマスコンサート・クリスマス会・年末年始休園	
1月	保育始め・たこあげ大会(3・4・5歳児)	3歳児お昼寝順次終了
2月	節分豆まき・手巻き寿司バークー・ツッギング保育(5歳児) 喜連西小学校交流会(5歳児)・手洗い指導 保育参加・消防訓練(消防隊 & 消防車と触れ合い)・防犯教室(警察)	
3月	ひなまつりの集い・鍋バーティー お別れ遠足(3・4・5歳児 松原園合同) <王子動物園>・お弁当保育(0・1歳児)・お別れ遠足(2歳児) <長居公園>・社会体験<スープ万代買い物>(5歳児) お別れ会・卒園式・茶話会・おもちつき(5歳児)	↓

令和 2 年度 松原カリーノ保育園  
事業計画書

## 1 施設の目的及び運営方針

松原カリーノ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

②「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

③「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

④「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

## 2 利用定員

「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。） 75人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする1歳以上児。以下「3号認定子ども」という。） 33人
- (3) 3号認定のうち1歳未満児の子ども 12人

## 3 提供する保育内容

「当園」は、保育所保育指針（平成29年 3月31日厚労告117）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）  
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

### (2) 時間外保育

就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

### (3) 食事の提供

### (4) その他保育に係る行事等

## 4 職員の職種、員数及び職務の内容

保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりと

する。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 30名（常勤専従22名、非常勤8名）

(4) 保育補助員 4名（常勤 2名、非常勤 2名）

保育士及び保育補助員は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 看護師 2名（非常勤 2名）

園児の健康状態の確認及び保育を行う。

(6) 栄養士 1名（常勤 1名）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(7) 調理員 4名（非常勤 4名）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 事務職員 1名（非常勤 1名）

事務職員は、必要な事務を行う。

(9) 嘴託医（内科、歯科）

嘱託医は、園児の健康診断、健康管理、歯科検診等の保健衛生指導等を行う。

## 5 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及び祝祭日を除く。

## 6 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

## 7 利用者負担その他の費用の種類

「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

②「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

## 8 利用の開始に関する事項

「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

## 9 利用の終了に関する事項

「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 10 緊急時における対応方法

保育の提供により事故が発生した場合は、松原市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

②「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

③園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 11 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施す

るものとする。

## 12 虐待の防止のための措置

「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

## 13 個人情報の保護

「当園」が得た園児及び園児の保護者の個人情報については、「当園」での保育の実施以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への個人情報については必要に応じて園児の保護者の了解を得るものとする。

## 14 記録の整備

「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 15 その他運営に関する事項

「当園」は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修 採用後から3か月間 繼続研修 年1回

② 職員は、業務上知り得た園児又は保護者の秘密を保持する。

③ 職員であった者に、業務上知り得た園児又は保護者の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約時に誓約書を交わすものとする。

④ 事業計画に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ユタカ福祉会と「当園」の園長との協議に基づいて運営するものとする。

## 16 研修計画

名称	対象	研修内容	開催数（予定）
初任者研修	入職1年未満	保育・教育の理解・新任保育士としての心構え 人権意識の高揚 虐待・障がいへの理解 ⑦保育実践 ※保護者への対応	年1回以上
リーダー研修	3年以上	更なる保育・教育の向上 ①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障がい児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ※虐待への理解 人権意識の高揚 その他	①～⑥のうち1分野を15時間以上受講し修了証を修得 ※6分野中最低1分野以上を修得
E P 職研修	5年以上	更なる保育・教育の向上 ①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障がい児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践	①～⑥のうち1分野を15時間以上受講し修了証を修得 ※6分野中最低4分野以上を修得
チーフ研修	5年以上	①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障がい児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践 ※虐待への理解 人権意識の高揚 その他	
副主任研修	7年以上	①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障がい児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践 ⑧マネジメント ※ミドルリーダーとしての役割と知識の理解 スキルアップ研修 特別な支援を必要とする乳幼児の理解と支援 その他	15時間以上受講し必ず修了証を修得 ①～⑧分野中3分野以上を習得 年1回以上
園長等の研修	園長・主任	保育運営・人材育成・最新情勢等 特別な支援を必要とする乳幼児の理	年1回以上

		解と支援 その他	
--	--	-------------	--

## 17 保育運営

令和2年度は、松原市全体で0歳児枠が50人程の空きがある中、一次募集で定員数まで達してのスタートとなる。しかし、昨年度より入園要件が厳しくなり、入園要件が少しでも満たさなければ、年度途中であっても利用辞退通告から20日間余りで退園となる。これらを踏まえて、これまで以上に危機感を持ち、保護者の勤務状況、家庭環境の変化等の情報収集に努め、利用者人数の低下防止に繋げて行きたい。保育士確保についても早めに養成校周りや保育士フェア、出前授業等に参加し保育士の確保に努めていきたい。

近隣の動向については、今年度より松原市内の1法人2園が、定員割れが続いたために、認定こども園に移行することとなる。したがって、これを機に保育園が認定こども園に移行することのメリット、デメリット等を考えていきたい。また、松原市の計画に含まれていた阪神高速6号大和川線の開通、大型ショッピングモールの建設等の都市開発が進んでいる。今後の世帯数の形態の把握、分析に努め、その上で保育運営をシミュレーションし、時代の流れに適応できるようにしておきたい。

また、柔軟な考え方で新事業導入の体制を整え、保育士数と子どものバランスを取りながら利用者人数の年間平均143人を目指し、一昨年度よりも200万円以上の増になるように目標を定め、達成できるよう努めたい。

保育内容面では、子ども達、保護者、利用者の「安全、安心」を第一に考慮しながら進めていく。保育方針の1つでもある「実体験を通して心身の健やかな成長を助け、生きる力を育む」を基本に、「子ども達が主体性を持った保育」を大切にし、自ら「やる気」を持って取り組み、「楽しく」取り組める保育を目指す。その為には、①3歳未満児の保育については保護者の思いを受け止め「子どもの育ちと共に喜び合う」ことを基本姿勢に生活全体の連続性を大切にする。②3歳以上児については「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育む保育運営を心掛ける。という柱を構築し、保育士のスキルアップに力を注いでいく。

また、常時アンテナを張り流動的な社会の流れ・保育制度に迅速に対応し利用者にとって、働く職員にとっても最高の環境を提供できるよう努める。

# 令和2年度 松原カリーノ保育園 年間行事予定

	
<p><b>4月</b></p> <p>1日 (水) 入園式 進級式・離任式 春の園外保育（4・5歳児） 春の園外保育（3歳児） こどもの日のつどい</p>	<p><b>10月</b></p> <p>運動会 クラス会・個人懇談 サンマパーティー</p>
<p>29日 (水) 昭和の日</p> <p><b>5月</b></p> <p>3日 (日) 憲法記念日 4日 (月) みどりの日 5日 (火) こどもの日 6日 (水) 振替休日 母の日 ～保育参加（個人懇談） ぎょう虫検査・検尿検査 カレーパーティー<sup>1</sup> 避難訓練（消防署来所） 社会見学（5歳児） 手洗い指導 春の交通安全指導 内科検診</p>	<p><b>11月</b></p> <p>3歳児遠足 3日 (火) 文化の日 三中フェスタ（三中） 4歳児遠足 二中職場体験 七五三</p>
<p><b>6月</b></p> <p>職場体験（三中） ブラッシング指導（歯科検診） 歯科検診 父の日 職場体験（中央小） お祭りごっこ 水遊び</p>	<p><b>12月</b></p> <p>23日 (月) 勤労感謝の日 獅子舞 内科検診</p>
<p><b>7月</b></p> <p>夏の園外保育（5歳児） お泊り保育 七夕まつり</p>	<p>30日 (水) 冬期休暇</p>
<p>23日 (木) 海の日 24日 (金) スポーツの日 七タコンサート プール開き</p>	<p><b>1月</b></p> <p>保育参加 ブラッシング指導 秋祭り（中央小） 人形劇 カレーパーティー（3・4・5歳児） クリスマス会 秋の防犯教室 保育終了</p>
<p><b>8月</b></p> <p>夏の健康管理と衛生指導 10日 (月) 山の日 プール終了</p>	<p><b>2月</b></p> <p>元旦 小学校交流（5歳児・小学1年生の交）</p>
<p><b>9月</b></p> <p>2学期開始 21日 (月) 敬老の日 22日 (火) 秋分の日 三中運動会</p>	<p><b>3月</b></p> <p>節分 11日 (木) 建国記念日 せいかつ発表会（全クラス参加） 23日 (火) 天皇誕生日</p>
	<p>お別れ遠足（4・5歳児） ひなまつり 小学校交流 コマ回し大会 お別れミニ運動会（0～5歳児） お別れコンサート 20日 (土) 春分の日 卒園式・茶話会</p>

詳細は園だより、お手紙等でお知らせします。

※日程・予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。

※手作りおやつ・誕生日会（老人会との交流）・園庭開放・身体測定  
・避難訓練は（毎月1回）・クッキング保育（定期的）に行います。

